

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第142号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年3月15日 11時40分ごろ	
発生場所	阪神港神戸区和田岬南西方5.4海里付近 (概位 北緯34°35.1′ 東経135°06.7′)	
事故等調査の経過	平成21年5月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水先船 ないかい、18トン 273-11312、内海交通株式会社 B 漁船 住吉丸、4.8トン HG3-36691（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾部破損 B 船首部破損	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、阪神港神戸区沖でLNG船から下船する水先人を乗船させるために機関を中立として漂流中、B船は船長が単独で乗り組み、小型底びき漁を操業中、平成21年3月15日11時40分ごろ、A船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、下船する水先人の動向を注視するのに気を奪われて、周囲の適切な見張りを行わずB船に気付かなかった可能性があると考えられる。 B船は、底びき網漁の操業に気を奪われて、周囲の適切な見張りを行わずA船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、和田岬南西方沖において、A船が漂流中、B船が底びき網漁を操業中、他船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	